

田村市

地域通貨・地域ポイント導入可能性調査業務委託

プロポーザル実施要項

令和 8 年 7 月

福島県田村市

1. 目的

この要項に定める公募型プロポーザルは、田村市地域通貨・地域ポイント導入可能性調査業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、田村市におけるデジタル地域通貨および地域ポイントの導入に向け、市内経済の活性化、コミュニティの創出、行政課題の解決（ボランティアや健康増進活動への参加促進等）に資する最適な仕組みを構築するため、基礎調査を実施するにあたり地域経済、デジタル技術、自治体財政に精通した高度な専門知識を有する事業者を広く募集し、最も適した契約の相手方となる候補者（以下「受託候補者」という。）を選定することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

田村市地域通貨・地域ポイント導入可能性調査業務委託

(2) 業務内容

別紙「田村市地域通貨・地域ポイント導入可能性調査業務委託仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

(4) 契約上限額

本業務の委託額上限は、3,981,000 円（消費税込）とする。

※上記金額は、見積徴取に係る予定価格を示すものではない。

※契約上限額を超える提案は受け付けない。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。また、参加表明書の受付から契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 令和7・8年度田村市入札参加資格者名簿に登録されている者又は登録される見込みのある者とし、公告の日から契約締結の日までの間に、田村市建設工事等入札参加資格制限措置要綱（令和5年田村市告示第49号）による指名の停止を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3号に掲げる者でないこと。
- (4) 田村市税を滞納している者でないこと。
- (5) 公告の日から契約締結の日までの間に、福島県から委託業務等契約に係る指名停止の措置等を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平

成11年法律第225号)に基づく再生手続き中の者ではないこと。

(7) 本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。

4. 実施要項等の入手方法

実施要項等については、市のホームページからダウンロードして入手すること。
なお、商工課の窓口及び郵送等での配付は行わない。

5. 参加表明書等の提出

(1) 提出期限

令和8年 8月13日(木) 午後5時(必着)

(2) 提出方法

持参または郵送とし、郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。なお、持参する場合は、月曜日から金曜日(祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとすること。

(3) 提出先

田村市産業部商工課
〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

(4) 提出書類

- ①参加表明書(様式2) 1部
- ②参加資格要件確認書(様式3) 1部
- ③企業実績調書(様式4) 1部
- ④市税(法人市民税・固定資産税)の納税証明書の写し 1部
※市税は、田村市から課税されていなければ添付不要
- ⑤直近2年分の決算関係書類(貸借対照表及び損益計算書) 各1部

6. 質問書の提出

(1) 提出期限

令和8年 8月20日(木) 午後5時(必着)

(2) 提出方法

質問書(様式1)に質問内容を簡潔に記載し、電子メールで提出すること。
その際、電子メールの件名の先頭に
「田村市地域通貨・地域ポイント導入可能性調査業務」
と記載すること。

なお、電子メールによる提出後には、必ず電話等で受信確認を行うこと。

(3) 提出先

田村市産業部商工課
電 話 0247-82-6677

電子メール shoko@city.tamura.lg.jp

(4) 質問に対する回答

随時、電子メールで質問者に回答することとし、市ホームページに掲載する。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年 9月10日（木）午後5時（必着）

(2) 提出方法

持参または郵送とし、郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。

なお、持参する場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとすること。

(3) 提出先

田村市産業部商工課

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

(4) 提出書類

①企画提案書（様式 5） 1 部

②企画書（任意様式） 8 部（正本 1 部、副本 7 部）

※表紙である「①企画提案提出書」（写）を含め 20 枚以内）

※副本は、提案者が特定されないよう提案者名、ロゴ等を表示しないこと

③見積書（任意様式） 8 部（②と同様）

※見積書は、仕様書に基づく積算内訳を記載すること。

(5) 企画書の内容

企画書は、目的や仕様書を踏まえ、下記の項目に沿って記載すること。

No.	項目	内容
1	実施内容の企画提案	<同規模自治体の導入状況調査> ・事例、課題及び対策の分析方法 ・キャッシュフロー、メリット・デメリット調査方法 <決済方式（媒体）の比較検討> ・複数媒体のメリット・デメリット分析方法 ・ターゲット層別の親和性の検証方法 ・リスクマネジメント検証方法 ・決済方式ごとのコスト・事務負担の比較方法 <事業者ニーズ調査> ・市内事業者に対する参加意向調査方法 <その他> ・その他独自性のある提案
2	実施体制・運営管理	・業務実施体制、運営管理方法

(6) 企画書作成に係る留意事項

- ①記載するフォントの大きさは、原則 11 ポイント以上とする。
- ②A4 版、20 ページ以内（片面印刷とする）で作成すること。

(7) 見積書作成要項

見積書の作成に当っては、仕様書に基づいて業務項目ごとの内訳が分かるよう作成すること。

ただし、仕様書以上の最新の技術提供や企画があれば、委託額の範囲内で積極的に採用することを拒まない。

(8) その他

- ①企画は 1 社 1 提案とすること。
- ②電送、CD-ROM 等、電子媒体による提出は受け付けない。
- ③提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、特段の事情がない限り認めない。
- ④参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式 6）を提出すること。
- ⑤提案者は令和 8 年 9 月 17 日（木）に開催予定の審査会においてプレゼンテーションを実施するものとする。

ただし、本プロポーザルに参加したものが多数であると認める場合は、提出された書類による 1 次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定して行うことがある。※詳細は後日通知する。

8. 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

- ①企画提案書及びプレゼンテーションの内容をもとに、田村市地域通貨・地域ポイント導入可能性調査業務委託に係るプロポーザル審査委員会が審査し、受託候補者を選定する。
- ②プレゼンテーションは1社30分以内（提案説明20分、質疑応答10分）とする。
 ※プロジェクターを使用する場合は企画書提出時に申し出ること。
 ※プロジェクターは事務局で準備するが、パソコン等は提案者が持参すること。
- ③審査は、評価項目を審査委員が審査し、最も評価点の高い提案者を本業務の受託候補者とする。なお、同点が2社以上となった場合は、参考見積額の低い方を優先交渉権者として選定する。

(2) 審査実施日及び会場

①実施日時 令和8年 9月17日（木） 午後1時30分～

※詳細は後日通知

②会 場 田村市役所 208 会議室

(3) 審査基準

審査における評価項目、評価事項、配点は、下記のとおりとする。

評価項目	評価事項	配点
① 実施内容の企画提案	<同規模自治体の導入状況調査> ・事例、課題及び対策の分析方法が適切か。 ・キャッシュフロー、メリット・デメリット調査内容が適切か。 <決済方式（媒体）の比較検討> ・複数媒体のメリット・デメリットが比較できる分析方法か。 ・ターゲット層別の親和性の検証方法が高齢者のデジタルデバインド（操作への不安）対策として、十分な内容か。 ・リスクマネジメント検証方法が適切か。 ・決済方式ごとのコスト・事務負担の比較項目が網羅されているか。 <事業者ニーズ調査> ・市内事業者に対する参加意向調査方法が具体的に示されているか。 <その他> ・その他独自性のある提案がなされているか。	80 点
② 実施体制・運営管理	・本事業遂行のために必要な業務実施体制、運営管理は十分か。	10 点

③ 実績	・地域通貨、地域ポイント、キャッシュレス、地域経済調査等の類似業務実績があるか。 ※企業実績調書（様式 4）により 1 件あたり 1 点で評価（最大 5 件）	5 点
④ 事業費	・最も安価な事業者の見積額／当該事業者の見積額×5 ※小数点以下第 1 位を四捨五入する。	5 点

(4) 評価点数の集計方法

各委員の持ち点は均一とし、評価点の合計を参加事業者ごとに集計し、その合計点により順位を決定する。

(5) 受託候補者の選定方法

上記結果をもとに受託候補者を決定する。なお、最高得点者等が基準点（全委員の合計得点の平均が 60 点以上）を満たさなかった場合及び最高得点者等が評価項目で最低点があった場合において、受託候補者及び次点候補者としての選定を行うかについては委員会において協議を行う。

(6) 審査結果の通知

審査結果は書面で通知するとともに、市ホームページに公表する。

9. その他

(1) 契約

受託候補者を選定し決裁となった場合、改めて見積書を徴収し契約を行う。

(2) 費用負担

企画提案書の作成、提出、プレゼンテーションに要する費用は提案者の負担とする。

(3) 資料の使用

提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとする。また、提出された企画提案書等は返却しないものとする。

(4) その他

受託候補者決定後に契約対象となる業務内容は、企画提案書に記載された内容を基本とし、必要に応じて双方が協議して定めるものとする。

10. 問合せ

田村市産業部商工課（担当：木目沢、遠藤）

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

電 話 0247-82-6677

電子メール shoko@city.tamura.lg.jp

11. 日程

項 目	日 程
公募開始（プロポーザル公告）	令和 8 年 7 月 31 日（金）
参加表明書等の提出期限	令和 8 年 8 月 13 日（木）
質問書の提出期限	令和 8 年 8 月 20 日（木）
企画提案書の提出期限	令和 8 年 9 月 10 日（木）
プレゼンテーション審査会	令和 8 年 9 月 17 日（木）
審査結果通知	令和 8 年 9 月 18 日（金）

(様式 1)

令和 年 月 日

質 問 書

田村市地域通貨・地域ポイント導入可能性調査業務委託公募型プロポーザルについて、
次の項目を質問します。

1. 質問区分

☐参加表明書等に関する質問

☐企画書に関する質問

2. 質問内容

質問項目	質問内容
商 号 又 は 名 称	
部署及び担当者名	
連 絡 先	(電 話) (ファックス) (電子メール)

注) 記入欄が不足する場合は、行を追加してください。

(様式 2)

令和 年 月 日

参 加 表 明 書

田村市長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

下記業務に係る公募型プロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

記

1. 業 務 名 田村市地域通貨・地域ポイント導入可能性調査業務
2. 添付書類 (1) 参加資格要件確認書（様式 3） 1 部
 (2) 企業実績調書（様式 4） 1 部
 (3) 市税（法人市民税・固定資産税）の納税証明書の写し 1 部
 ※市税は、田村市から課税されていなければ添付不要
 (4) 直近 2 年分の決算関係書類（貸借対照表及び損益計算書） 各 1 部
3. 担 当 者 (1) 部 署 名
 (2) 氏 名
 (3) 連 絡 先 (電 話)
 (ファックス)
 (電子メール)

(様式 3)

令和 年 月 日

参加資格要件確認書

田村市長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(□欄にチェックを記入すること)

資格要件	該当チェック
(1) 令和7・8年度田村市入札参加資格者名簿に登録されている者又は登録される見込みのある者とし、公告の日から契約締結の日までの間に、田村市建設工事等入札参加資格制限措置要綱（令和5年田村市告示第49号）による指名の停止を受けていない者であること。	☐ はい ☐ いいえ
(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。	☐ はい ☐ いいえ
(3) 田村市暴力団排除条例（平成24年田村市条例第3号）第2条第1号、第2号及び第3に掲げる者でないこと。	☐ はい ☐ いいえ
(4) 田村市税を滞納している者でないこと。	☐ はい ☐ いいえ
(5) 公告の日から契約締結の日までの間に、福島県から委託業務等契約に係る指名停止の措置等を受けていない者であること。	☐ はい ☐ いいえ
(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされていないこと。	☐ はい ☐ いいえ
(7) 本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。	☐ はい ☐ いいえ

(様式 4)

企 業 実 績 調 書

企 業 名	
本 社 所 在 地	
会 社 設 立 年 月 日	
資 本 金	
事 業 所 数	
社 員 数	名
そ の 他	

注 1) 令和 8 年 4 月 1 日時点で作成してください。

注 2) 本業務に関して支社・営業所等が関与する場合は、「その他」の欄に支社・営業所等の名称及び所在地を記入してください。

No.	発注機関名	契約期間	内容	契約金額 (千円)
1		年 月 ～ 年 月		
2		年 月 ～ 年 月		
3		年 月 ～ 年 月		
4		年 月 ～ 年 月		
5		年 月 ～ 年 月		

注 3) 令和 5 年 4 月から公告日まで受注した、今回の業務に関する同種事業（調査業務）の実績を記入してください。

注 4) 審査対象書類となりますので、実施要項を確認のうえ作成してください。

(様式 5)

令和 年 月 日

企 画 提 案 書

田村市長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

田村市地域通貨・地域ポイント導入可能性調査業務委託公募型プロポーザルについて、次のとおり提案します。なお、提出した書類の記載内容等は、事実と相違ないことを誓約します。

1 企画提案事項

No.	項目	内容
1	<u>実施内容の企画提案</u>	<同規模自治体の導入状況調査> ・事例、課題及び対策の分析方法 ・キャッシュフロー、メリット・デメリット調査方法 <決済方式（媒体）の比較検討> ・複数媒体のメリット・デメリット分析方法 ・ターゲット層別の親和性の検証方法 ・リスクマネジメント検証方法 ・決済方式ごとのコスト・事務負担の比較方法 <事業者ニーズ調査> ・市内事業者に対する参加意向調査方法 <その他> ・その他独自性のある提案
2	<u>実施体制・運営管理</u>	業務実施体制、運営管理方法

注1）企画提案内容は上記全ての項目を網羅したうえで、A4 版 20 枚以内（片面印刷）で提出すること。

2 添付書類

① 企画書（任意様式） 8 部（正本 1 部、副本 7 部。副本は、提案者が特定されないよう提案者名、ロゴ等を表示しないこと）

② 見積書（任意様式） 8 部（①と同様）

※見積書は、仕様書に基づく積算内訳を記載すること。

(様式 6)

令和 年 月 日

参 加 辞 退 届

田村市長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

田村市地域通貨・地域ポイント導入可能性調査業務委託公募型プロポーザルの参加申込書を提出しましたが、都合により辞退します。

担 当 者 (1) 部 署 名
 (2) 氏 名
 (3) 連 絡 先 (電 話)
 (ファックス)
 (電子メール)